

トピックス

- 金誠同達の 9 件取引、「商法」2025 年度優秀取引賞を受賞
- 金誠同達法律事務所、2026 年 ALB 中国法律賞にて 14 部門でノミネート

法令速報

- 工業情報化部など 8 省庁、「自動車データ越境セキュリティガイドライン(2026 年版)」を公表
- 工業情報化部、「技術契約認定登記管理弁法」を公布
- 市場監督管理総局、「自動車業界価格行為コンプライアンスガイドライン」を公表
- 市場監督管理総局、「インターネットプラットフォーム独占禁止コンプライアンスガイドライン」を公布

弁護士コラム

- 生態環境法典における汚染防止規制について

金誠同達の 9 件取引、「商法」2025 年度優秀取引賞を受賞

2026 年 3 月 4 日、有名な法律専門メディア「商法」(China Business Law Journal, CBLJ)は、「2025 年度優秀取引(Outstanding Deals)」の受賞結果を発表しました。

金誠同達法律事務所は、高品質かつ効率的なリーガルサービスと顕著な実績が評価され、合計 9 件のプロジェクトが選出されました。対象分野は、株式・資本市場、クロスボーダー投資、債務再編、M&A・企業再編、国際貿易・WTO およびクロスボーダー紛争解決に及びます。

また、同賞において、クロスボーダー投資分野での優れた活躍により、金誠同達日本チームの張国棟弁護士および金英蘭弁護士も受賞されました。

金誠同達法律事務所、2026 年 ALB 中国法律賞にて 14 部門でノミネート

2026 年 3 月 16 日、法律専門誌「Asian Legal Business」(ALB)は、「2026 年中国法律賞(ALB China Law

Awards)」のノミネートリストを発表しました。金誠同達法律事務所は、その専門性と市場での高い評価が認められ、法律事務所部門、取引部門、個人部門の各カテゴリーにおいて合計 14 件ノミネートされました。これは、当事務所の法律サービス分野における総合的な競争力を示すものです。

そのうち、当事務所は、法律事務所部門で以下の 10 項目でノミネートされました。

- 年間銀行・金融サービス法律事務所賞 (Banking and Financial Services Law Firm of the Year)
- 年間北京法律事務所賞 (Beijing Law Firm of the Year)
- 年間資本市場法律事務所賞 (海外) (Capital Markets Law Firm of the Year (Overseas))
- 年間 ESG・サステナビリティ法律事務所賞 (ESG and Sustainability Law Firm of the Year)
- 年間国際貿易法律事務所賞 (International Trade Law Firm of the Year)
- 年間訴訟法律事務所賞 (Litigation Law Firm of the Year)
- 年間海外業務法律事務所賞 (Overseas Practice Law Firm of the Year)
- 年間コンプライアンス法律事務所賞 - 中国部門 (Regulatory Compliance Law Firm of the Year - China)
- 年間新インフラ法律事務所賞 (New Infrastructure Law Firm of the Year) <NEW>
- 年間中国法律事務所賞 (FOSTER LEGAL AWARD China Law Firm of the Year)

工業情報化部など 8 省庁、「自動車データ越境セキュリティガイドライン(2026 年版)」を発表

2026 年 2 月 3 日、中国工業情報化部、国家インターネット情報弁公室、国家発展改革委員会、国家データ局、公安部、自然資源部、交通運輸部、市場監督管理総局の 8 省庁が共同で「自動車データ越境セキュリティガイドライン(2026 年版)」(以下「本ガイドライン」)を発表した。本ガイドラインは主に以下の 4 つの部分で構成されている。

1. 総則。本ガイドラインの適用範囲を明確化した上で、データ越境のセキュリティ評価の申告、個人情報越境標準契約の締結、または個人情報越境認証という 3 つの管理方式を適用すべき条件を規定するとともに、これら 3 つの管理方式が免除される 9 つの事由を示した。

2. 重要データの判定。研究開発・設計、生産製造、運転自動化、ソフトウェアアップデート、ネットワーク接続運行など、自動車業界の典型的な業務シーンに向け、自動車重要データの判定ルールを細分化した。

3. データ越境の手順。重要データの識別・届出、データ越境活動に適用される管理方式の判定、データ越境のセキュリティ評価の実施、個人情報越境標準契約の締結、個人情報越境認証の取得などについて定め、データ越境活動を適切に行うための要件を明確にした。

4. 自動車データ越境のセキュリティ要件。内部規程、技術的防護、ログ管理、緊急対応の 4 つの観点から、自動車データ取扱者に対し、事前保護、事中監視、事後処置を含むデータ越境のセキュリティ体制を構築するよう指針を示した。

(出典:https://www.cac.gov.cn/2026-02/03/c_1771851453192164.htm)

工業情報化部、「技術契約認定登記管理弁法」を公布

2026 年 2 月 9 日、工業情報化部は「技術契約認定登記管理弁法」(以下「本弁法」)を公布し、2026 年 3 月 1 日より施行とした。

本弁法によると、技術契約認定登記とは、認定登記が申請された技術契約を審査し、要件を満たすものについて登記を行うという行政管理手続きを指す。対象となる技術契約は、技術開発契約、技術譲渡契約、技術実施許諾契約、技術コンサルティング契約、技術サービス契約の 5 種類である。契約当事者は、技術契約

認定登記証明書をもって、要件を満たせば科学技術成果転換促進に関する支援政策（主に税制優遇措置を含む）を適用することができる。

登記制度は原則として「売主登記制」を採用し、登記者の所在地において一度のみ登記を行う。ただし、売主が登記義務を怠った場合、契約当事者全員の合意があれば「買主登記」も可能である。なお、技術輸入契約については、中国国内の買主が登記を申請するとされる。

（出典：https://www.miit.gov.cn/jgsj/kjs/wjfb/art/2026/art_ccf28613115d4960810b3b68253b0a25.html）

市場監督管理総局、「自動車業界価格行為コンプライアンスガイドライン」を発表

2026年2月12日、自動車業界の価格行為をさらに規範化し、自動車市場の健全かつ秩序ある発展を促進すべく、市場監督管理総局は「自動車業界価格行為コンプライアンスガイドライン」（以下「本ガイドライン」）を発表した。本ガイドラインの主な内容は以下の通りである。

1. 自動車メーカーの価格行為規則の細分化。本ガイドラインは、完成車から部品までの生産工程、ならびに価格戦略から販売行動に至る各段階における価格コンプライアンス要件を明確にしている。プロセス全体を通じた価格管理を実施し、公正な価格設定の拘束力を強化し、販促と価格設定行動の規範化を図り、不正な価格行為に対する取り締まりに言及している。

2. 自動車販売企業の価格行為要件の明確化。本ガイドラインは、新車販売段階に焦点を当て、価格の不当な表示や虚偽の販促といった顕著な問題の是正に注力している。また、リスク警報メカニズムを構築し、プラットフォームに対し、著しく低価格な取引に対して経営リスクと消費リスクの双方へ警告を行うよう推奨している。

3. 社内コンプライアンス構築の誘導。本ガイドラインは、自動車の生産・販売企業に対し、価格決定、販売契約管理、内部監査、価格緊急対応、リスク予防および価格コンプライアンス研修という6つの仕組みの整備など、社内価格コンプライアンス管理メカニズムの構築を推奨し、価格行為の全プロセスにおける管理の実現を目指す。

（出典：https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxgk/fdzdgnr/jjzs/art/2026/art_10120651065444b5b3b070dcae41e98a.html）

市場監督管理総局、

「インターネットプラットフォーム独占禁止コンプライアンスガイドライン」を公布

2026年2月14日、国家市場監督管理総局は「インターネットプラットフォーム独占禁止コンプライアンスガイドライン」（以下「本ガイドライン」）を発表した。

本ガイドラインでは、プラットフォーム事業者に対し、指向性、全面性、ルック・スルー、持続性の4原則を遵守し、独占禁止コンプライアンスにおける主体責任を確実に果たし、独占禁止コンプライアンス体制を整備し、独占禁止コンプライアンスの管理を強化し、法令を遵守した競争および経営を行うよう求めるとともに、データ、アルゴリズム、技術、資本上の優位性やプラットフォームの規則等を利用して「独占禁止法」で禁止される独占的行為を行ってはならないことを明記している。

本ガイドラインは、「独占禁止法」の一連の重要条項を、具体的かつ識別可能な行動基準へと落とし込んだものである。プラットフォームの業界特性、ビジネスモデル、競争原理等に基づき、以下の8つのシーンにおける新型独占リスクを提示し、プラットフォーム事業者によるコンプライアンス管理強化に向けて、実務的に有用

な指導指針を示している。

- ① プラットフォーム間におけるアルゴリズム共謀
- ② プラットフォーム内事業者による独占的合意形成の手配・幫助
- ③ プラットフォーム内の不当な高価格設定
- ④ プラットフォーム内の原価割れ販売
- ⑤ アクセス遮断、ブロック
- ⑥ 「二者択一」の強要
- ⑦ 「オンライン最低価格」の強要
- ⑧ プラットフォームによる差別的扱い

(出典：https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxgk/fdzdgknr/fldzfys/art/2026/art_ad10c5301fcb426cb839153ca9f5a274.html)

生態環境法典における汚染防止規制について

弁護士 焦陽

2026年3月12日、「中華人民共和國生態環境法典」(以下「生態環境法典」という)は第14期全国人民代表大會第4回會議において採択され、2026年8月15日より正式に施行される。生態環境法典は、民法典に続く中国で2番目の「法典」として命名された法律であり、中国の生態環境関係の法整備が体系化の新たな時代に入ることを示すものである。生態環境法典の中核的構成部分である汚染防止編は、9つの分編・526条からなり、法典全体のほぼ半分を占め、大気、水、土壌、固体廃棄物、騒音、放射性汚染、海洋などの既存の個別汚染防止法を全面的に編纂・再構成するとともに、化学物質、電磁放射、光などの新たな分野における汚染防止制度も新設している。中国に投資する日系企業にとって、このような法典化の変革は、コンプライアンス管理上の重大な課題であると同時に、環境ガバナンス体制を最適化するための制度的契機でもある。本稿では、規則の統合、法制のイノベーションおよび企業コンプライアンスという三つの観点から、生態環境法典・汚染防止編について簡潔に紹介・分析する。

一、体系の再構築:「個別法の分立」から「法典による統合」へ

汚染防止編における最も根本的な変化は、立法ロジックの転換にある。従来の汚染防止は、環境要素および重要な有毒有害物質ごとに個別に展開される分散型立法モデルを採用しており、大気、水、土壌、固体廃棄物などについてそれぞれ個別に立法・改正が行われていた。このような立法体制は特定の時期には積極的な役割を果たしたが、規制基準の不統一や制度の断片化といった問題ももたらしていた。精緻な管理と全プロセスでのコンプライアンスを重視する日系企業にとって、多元的規制は往々にしてより高いコンプライアンスコストと、より複雑な法的リスクの識別のハードルを意味する。

汚染防止編は、類型化、同類項の整理、公因式の抽出といった立法技術を用い、総則分編において汚染防止分野の共通制度、すなわち、汚染物質排出許可、総量規制、汚染損害評価などを体系的に整理し、すべての汚染防止分野に対して統一的拘束力を持たせている。このような制度設計により、従来の法制の衝突を効果的に解消するとともに、将来の新型汚染物質を対象とする規制を追加する余地も提供している。「分散から統合へ」という転換は、企業の環境コンプライアンス管理が「個別法のジグソーパズル」モデルから脱却し、生態環境法典を中核とする体系的コンプライアンスの新段階に入ることを意味する。この基礎的ロジックの変化を理解することは、企業が生態環境法典の施行に適切に対応するための前提である。

二、主要な制度のイノベーション:企業が注視すべき四つのポイント

(一)汚染物質排出許可が固定汚染源規制の「中核」となる

生態環境法典第 174 条第 1 項は、「国は汚染物質排出許可制度を中核とする固定汚染源監督管理制度を整備・健全化する」と明確に規定している。この制度的位置付けは実務において深遠な影響を持つ。まず、排出許可制度は総則分編における共通制度として位置付けられ、大気、水、固体廃棄物、騒音、放射性汚染、電磁放射など、あらゆる汚染物質の排出行為が統一された排出許可管理の枠組みに組み込まれることを意味する。従来、排出許可制度の対象外であった企業については、生態環境法典施行後に初めてその対象となる可能性がある。次に、排出許可制度の統合および強化により、企業の排出行為はより包括的で精緻な法規制、より厳格かつ効率的な執行監督の対象となる一方で、法令遵守のコストの低減にも資する。企業は、自社の排出許可管理の状況を再点検し、排出許可証の適時取得および更新を確保するとともに、排出管理、自主モニタリングおよび情報公開等の仕組みを整備する必要がある。

(二)移動汚染源規制の強化

生態環境法典は、移動汚染源に対する規制を大幅に強化している。例えば、第 220 条は大型貨物車に関して、「重点用車組織」を対象とした汚染防止責任制度を新設し、「大型貨物車を大量に使用する重点用車組織は、国の規定に従い、輸送および積卸しの段階における汚染物質排出管理を同組織の汚染防止責任制度に組み込み、大型貨物車の大気汚染防止を強化しなければならない」と規定している。この規定は、規制対象を個別車両から車両の使用者へと拡張し、大型貨物車を大量に使用する企業の責任を強化するものである。このような変化は、企業の環境責任が工場内にとどまらず、物流チェーンへと拡張されることを意味し、物流企業および物流依存度の高い製造業企業などに新たなコンプライアンス要件を課すこととなる。関連企業は、移動汚染源の規制強化を契機として、全サプライチェーンにわたる移動汚染源管理体制を構築し、契約管理、台帳記録、内部制度等を通じてこれを制度化する必要がある。

(三)リスク管理および異媒体協同ガバナンスの強化

生態環境法典はリスク管理への関心を高めており、従来の「土壤汚染防止法」における土壤汚染リスク管理規定を整備・強化する一方で、単独の章で化学物質汚染リスク管理制度を新たに樹立し、新型汚染物質の協同ガバナンスおよび環境リスク管理体系の構築を明確にしている。異媒体汚染防止規制については、「水汚染防止法」や「黄河保護法」等の既存法の経験を踏まえ、河川への排出口の源頭管理、維持管理および点検・対策を強化するとともに、海域へ流入する河川の汚染防止において「河海連動」の原則を打ち出している。また、土壤汚染防止の分編には地下水汚染防止に関する内容も組み込まれている。企業にとって、このような考え方は、環境コンプライアンス審査が単一の環境要素に限定されず、体系的なリスク識別枠組みの構築を要求するものである。特に化学、電子部品製造等の業界においては、生産、輸入、調達、保管、輸送、販売、使用から処分に至るまでの化学物質のライフサイクル全体にわたる管理を重視しなければならない。

(四)新エネルギー産業の「新三種」の廃棄物管理および新型汚染リスクの予防・抑制

生態環境法典は初めて法典レベルにおいて、新エネルギー産業における「新三種」廃棄物、すなわち、風力タービンブレード、太陽電池パネル、駆動用バッテリーの大量廃棄に伴う環境リスクを体系的に認識し、廃棄された風力タービンブレード、太陽電池パネル、駆動用バッテリー等の分解・処理に関する特別規定を新設し、精緻かつ無害化された分解・処理を求めている。これにより、新エネルギーや電子部品製造に関わる企業

は、廃棄設備の回収・処理体制を事前に構築する必要がある。さらに、生態環境法典は新型汚染物質等の化学物質による汚染、電磁放射および光汚染についても体系的な規制を設け、化学物質汚染リスク管理関連業務の管轄官庁を明確化し、新型化学物質環境管理登記制度を部門規則から国家法律へ格上げするとともに、電磁放射および光汚染の定義、管轄官庁および分類・区域別管理制度を明確にし、関連施設・設備の汚染防止義務を規定している。これは、抗生物質やマイクロプラスチック等の非在来型汚染物質が規制の対象となることを意味し、企業は原材料成分等への事前対応が求められる。また、電子製造、通信設備、半導体等の業界ならびに照明、屋外広告、建設等の業界は、それぞれ電磁放射および光汚染に関する義務に重点的に対応し、関連設備の適法運用を確保する必要がある。

三、日系企業の対応に関するアドバイス

中国における日系企業にとって、生態環境法典の公布はコンプライアンス管理の高度化という課題提起を意味すると同時に、環境ガバナンス体制の最適化および持続可能性の向上にとってのチャンスでもある。生態環境法典の施行は、環境コンプライアンスを「受動的な監督対応」から「能動的な管理体系構築」への転換が進むことを意味する。

日系企業に対しては、生態環境法典の新たな実質的要件を全面的に把握し、これを契機として中国における環境コンプライアンス状況を総点検し、汚染物質排出許可を中核とした全プロセス型コンプライアンス管理体系を構築することをアドバイスする。特に、移動汚染源、化学物質、電磁放射および光汚染といった新たな規制対象に注目し、汚染リスク管理および異媒体協同管理と総合評価を強化すべきである。さらに、生態環境法典施行後には関連法規・基準が相次いで制定されることが見込まれるため、企業は地方の生態環境当局との常態的なコミュニケーション体制を構築し、執行基準および監督動向を適時に把握するとともに、必要に応じて専門的な法的支援を活用してコンプライアンス診断およびリスク点検を行うべきである。

最後に、中国における日系企業は、生態環境法典により提起されたコンプライアンス課題を環境保護の面における競争力へと転化することが望まれる。省エネルギー・環境保護およびクリーン生産分野における自社の技術的優位性を活用し、有毒有害化学物質の代替および循環経済の実践を推進することで、法令遵守を達成すると同時に製品の環境付加価値を高め、中国事業の持続可能な発展を実現するべきである。

以上

- 本誌は無料で配布させていただきます。
- お問合せやご意見をおもちの方は newsletter@jtn.com までご連絡ください。
- 本誌の内容の一般性のため、掲載内容を基にした商業活動による損失は弊所では責任を負いかねますのでご了承ください。
- なお、本誌は弊所が PDF ファイル形式により配布するもので、ヘッダーを含む PDF ファイルの全文を変更せずに配布される場合は許可しますが、それ以外の場合には弊所にご相談ください。

<http://www.jtn.com/JP>